

## 法務委員会 質問要旨

令和4年4月27日  
立憲民主党  
階 猛

### 【政府案への質問】

1. 4月22日の当委員会での川原刑事局長の答弁（資料1頁参照）の趣旨  
（法務省刑事局長）
2. 現在は、被害者が被疑者を特定できなければ侮辱罪の告訴を受理しないのか  
（国家公安委員長）
3. 侮辱罪の認知（受理）件数や検挙件数は法改正によって増えるのか（国家公安委員長）
4. 侮辱罪の重罰化で公訴時効が成立しにくくなるとの説明があるが、現行法の下で事件を認知（受理）しながら、公訴時効で検挙を見送った事案の割合はどの程度か  
（国家公安委員長）
5. 法改正の後、警察が現行犯逮捕を行う基準を示せ（国家公安委員長）
6. 私人が現行犯逮捕して警察に被疑者の身柄を引き渡した後、警察が留置する基準を示せ  
（国家公安委員長）
7. 2月14日の予算委員会での国家公安委員長への私の質疑（資料1頁参照）に関する質問（国家公安委員長）

### 【野党案への質問】

1. 木村響子さんはネット上の誹謗中傷を行った者への厳罰化を強く希望していたが、野党案は被害者の処罰感情に応えられるか
2. 本会議で「人の内面における人格は、いわゆる人格権、個人の尊厳と言われるものです」との答弁があったが、それならば端的に「人格権」あるいは「個人の尊厳」に対する加害の目的という文言にした方が分かりやすいのではないか
3. 本会議で侮辱罪についても「明文で公共の利害に関する場合の特例のような条項をつけるべきだ」との答弁があったが、具体的な条文のイメージはあるか
4. 加害目的誹謗等罪にあたる行為が公然と行われた場合、加害目的が認められなくても侮辱罪は成立しうるのか

以上